

地方公共団体に置かれる他の執行機関と権限（例）

○ 人事委員会

人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告、職員の試験、選考の実施
(具体例)

人事委員会	首長
給与、勤務時間その他勤務条件に関する勧告	→ 勤務条件の決定
職員の試験、選考の実施	→ 職員の採用及び昇任
職員の不利益処分の不服申立ての審査	← 分限処分・懲戒処分の実施
人事行政に関する調査、研究	—

○ 監査委員

財務に関する事務の執行・経営に係る事業の管理の監査、地方公共団体の事務
(一部を除く) の執行の監査

(具体例)

監査委員	首長
監査の結果に関する報告の提出	→ 監査の結果を参考とした措置

○ 公安委員会

都道府県警察の管理 ※

※「管理」について
事務執行の細部についての個々の指揮監督を含まないが、公安委員会の所掌事務について大綱方針を定め、その大綱方針に即して警察事務の運営を行わせるために、警察庁又は都道府県警察を監督する趣旨であり、警察庁又は都道府県警察における事務の処理が、大綱方針に適合していないと認めるときは、必要な指示を行うこととなる。

(出典：平成 15 年版警察白書)

○ 選挙管理委員会

選挙に関する事務・選挙に関係のある事務の管理

○ 労働委員会

労働組合の資格の立証・証明、不当労働行為に関する調査・審問・命令、労働争議の斡旋・調停・仲裁、その他労働関係に関する事務の執行